

大分県へ移住時、移住後に住宅リフォームローンを利用する際の優遇措置

- 1 対象者
おおいた暮らし倶楽部の会員が対象です。
- 2 優遇措置の内容
協力金融機関から提供いただく以下の内容のとおりです。
※特別金利や融資条件の緩和等、詳細は各金融機関に電話でお尋ねください。
- 3 会員特典利用の流れ
以下の協力企業の問合せ先に電話し、おおいた暮らし倶楽部の会員であることを伝え、説明を受けてください。
※融資については、各金融機関が定める審査の結果によっては、受けられない場合があります。
- 4 協力企業

企業名	優遇措置がある商品名	問合せ先
(株)大分銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家解体・活用ローン 空き家のリフォーム（耐震・防火含む） ※移住者の方が空き家を賃借された場合もご利用になれます。 ・ビジネスオーナーローン 事業資金、消費資金（資金用途自由） ※移住者の方が事業をされる場合にご利用になれます。 ・ニューマイカーローン 自動車・二輪車の購入、修理等 	営業戦略部営業開発グループ 電話 097-538-7641
(株)豊和銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ほうわ移住者応援住宅ローン 住宅の新築、購入、増改築（移住後5年以内） ・空き家解体・活用ローン 空き家の改築、改装工事 ・教育ローン、オートローン 授業料等、入学や在学に伴い必要と認められる経費 自動車・二輪車の購入、修理等 	営業統括部営業企画グループ 電話 097-534-2616 （大分県内の各支店で相談可）
大分県信用組合	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の住宅ローン 新築、中古住宅購入、リフォーム ・その他、ご不明な点はお問い合わせください 	営業統括部 電話 097-534-8200